

京都市障害福祉サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害法」という。）第10条第1項の規定による文書の提出等及びそれに基づく措置として、次の各号に定める者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して京都市が行う自立支援給付（以下「給付費」という。）に係る障害福祉サービス等の内容並びに給付費の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、障害福祉サービス等の質の確保及び給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び計画相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (3) 指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者又は指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者
- (4) 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(指導方針)

第2条 障害福祉サービス事業者等に対する指導は、次の各号に定める障害福祉サービス等の取扱いや給付費の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針として実施する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (8) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (9) 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年京都市条例第38号）

(指導体制)

第3条 指導は、保健福祉局保健福祉部監査指導課の職員が、所属長の指示を受け実施する。

(指導形態)

第4条 指導形態は、次の各号のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、京都市が指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン会議システム、ホームページ等（以下「オンライン等」という。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

運営指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

ただし、必要があると認めるときは、オンライン等の活用による実施も可能とする。

(指導対象の選定基準)

第5条 指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づき対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

全ての障害福祉サービス事業者等について、障害福祉サービス等の取扱い、給付費の請求の内容、制度改正内容並びに障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導の選定基準

全ての障害福祉サービス事業者等のうち、次の各号のとおりとする。

ア 毎年度、別に定める障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針に基づき選定した障害福祉サービス事業者等

イ 次に示す情報を踏まえて、指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等

(ア) 障害福祉サービス等の利用者や家族、障害福祉サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報

(イ) 京都府等からの情報提供

ウ その他特に運営指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等

(指導方法)

第6条 指導方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 集団指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、障害福祉サービス等の取扱い、給付費の請求の内容、制度改正内容並びに障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、個別に運営指導を実施すること等により必要書類を渡すなど、必要な情報提供に努めるとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 運営指導体制

運営指導は、原則2名以上の指導班を編成し実施する。

イ 運営指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則としてあらかじめ次に掲げる事項を文書により障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (ア) 根拠規定
- (イ) 日時及び場所
- (ウ) 担当者
- (エ) 出席者
- (オ) 運営指導当日の流れ
- (カ) 準備すべき書類等

ウ 事前資料の提出

運営指導の実施に当たっては、必要に応じて事前資料の提出を求める。

エ 指導方法

運営指導は、第2条に定める指導方針に基づき、設備の確認や関係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式等により行う。

オ 講評

運営指導の結果については、運営指導終了後、現地等において障害福祉サービス事業者等の責任者等に対して、口頭で講評を行う。

(指導結果の通知等)

第7条 運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び給付費の請求について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行う。

2 当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(監査への変更)

第8条 運営指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに京都市障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行う。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 給付費の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求であると判断した場合

(京都府等への情報提供)

第9条 指導結果及び改善報告書の内容については、必要に応じ、京都府等に情報提供する。

(指摘に伴う自主返還措置)

第10条 障害福祉サービス事業者等に対する運営指導において、障害福祉サービス等の内容、給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。

この場合、指摘を行った事項について、全利用者の給付費明細書等関係書類を対象に、指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

2 該当する京都市以外の市町村に対し、当該障害福祉サービス事業者等の名称、返還金額等、必要な事項を通知する。

3 一定期間を経過しても返還が行われない障害福祉サービス事業者等に対しては、京都市障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に基づき速やかに監査を実施する。

(指導の拒否への対応)

第 1 1 条 正当な理由がなく運営指導を拒否した障害福祉サービス事業者等について、他に事業の適正な運営を確認する方法がない場合は、京都市障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に基づき速やかに監査を行う。

(法に基づく権限行使)

第 1 2 条 第 6 条から前条までの規定は、障害法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。